

安保法制違憲訴訟かながわ控訴審 2 回期日



6月6日東京高等裁判所で安保法制違憲訴訟かながわ控訴審2回期日が行われました。

高裁前で集合した後、関守麻紀子弁護士から今回裁判長の交代があり、予定されていた証人尋問と控訴人陳述についての可否について次回期日8月29日14時となることの説明があり、今日はその必要性を裁判所に認めさせるための陳述を行う事を説明し、伊藤真弁護士からは他の訴訟の状況の説明があり、特に5月19日の仙台高裁での早稲田大学の長谷部恭男教授(憲法)の証人尋問について、「まったく筋の通らない論拠で集团的自衛権行使を認めた」と違憲性を指摘した事を報告。神奈川では石川健治氏(東京大学教授)などを予定していることの報告もあった。

関守麻紀子弁護士は集团的自衛権の行使で相手国の基地を攻撃する場合、日本が目標となっていない状況で他国を攻撃する事となるが、その際のミサイル発射の兆候をどう判断するのか、結局同盟国の言いなりになってしまう現実的に不可能な事であると指摘し、憲法の戦力の不保持にも違反するとした。

弁護士 福田 護は憲法改正決定権という新たな概念を説明、安保法制の閣議決定は憲法改正に匹敵するものであり、それを国会だけで決めてしまうのは許されない、シールズの言葉を借りれば「安保法制を勝手に決めるな」であり、重大かつ明白な違法行為であり、裁判所は正面から判断してほしいと訴えた。

終了後の報告集会では憲法改正決定権は長谷部恭男教授も憲法改正参加権の侵害とし、石川健治氏も同様の判断をし証言しているし、現実の戦争が起きていなくても予防配備原則で審議すべきとしているとの報告がなされました。また、現段階で9つの訴訟が最高裁へ上告されている事と、小型揚陸艇部隊が新たに配備された横浜ノースドックの配備返上を求める県民要請署名を横浜市長あてに取り組む事も報告されました。

